

平成20年11月18日
経 済 産 業 省

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令について

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が平成20年11月18日に閣議決定されました。

本政令は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）に規定する第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直し並びに第一種指定化学物質等取扱事業者となりうる業種の追加を行うため、同法施行令（平成12年政令第138号）について所要の改正を行うものです。

1. 改正の趣旨

本政令は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、第一種指定化学物質*1及び第二種指定化学物質*2として指定する物質を見直すとともに、第一種指定化学物質等取扱事業者が属する業種に医療業を追加するものです。

- *1：人や生態系への有害性があり、環境中に広く存在すると認められる化学物質として政令で指定。
- *2：第一種指定化学物質と同等の有害性があり、将来的に環境中に広く存在することとなる可能性があるとして認められる化学物質として政令で指定。

2. 改正の内容

(1) 第一種指定化学物質の見直し

現行354物質が指定されているところ、改正後は462物質となります。

(2) 第二種指定化学物質の見直し

現行81物質が指定されているところ、改正後は100物質となります。

(3) 業種の追加

環境への排出量等の把握及び届出を行う義務を負う第一種指定化学物質等取扱事業者となりうる業種に、医療業が追加されます。

3. 今後の予定

公	布	平成20年11月21日	
施	行	MSDS制度 ^{*3} 施行	平成21年10月1日
		PRTTR制度 ^{*4} 施行	平成22年4月1日

- *3：対象となる化学物質又はそれを含有する製品を他の事業者に譲渡等する際に、その化学物質の性状及び取扱いに関する情報を提供することを義務付ける制度。第一種及び第二種指定化学物質が対象。
- *4：一定の要件を満たす事業者に対し、対象となる化学物質について、事業所からの環境への排出量等を自ら把握し、国に届出ることを義務づける制度。第一種指定化学物質が対象。

(本発表資料のお問い合わせ先)

製造産業局化学物質管理課長 福島

担当者： 飛驒、藤沢、中辻

電話：03-3501-1511(内線 3691)

03-3501-0080(直通)